

下水道使用料改定(案)について

改定内容 下水道使用料について、令和9年1月使用分から15%増額改定

- 対象区域 ■ 公共下水道事業区域（日南処理区域）
 ■ 特定環境保全公共下水道事業区域（北郷処理区域）
 ■ 漁業集落排水事業（富士区域・夫婦浦区域）

※浄化槽世帯 及び 汲み取り世帯 を除きます

改定後の下水道使用料(税抜額)

種別	区分	汚水量	現行使用料	15%改定(案)	
				新使用料	増加額
一般汚水	基本使用料		660 円	759 円	99 円
	従量使用料 (1㎡につき)	1㎡から10㎡まで	55 円	63 円	8 円
		11㎡から20㎡まで	154 円	177 円	23 円
		21㎡から50㎡まで	181 円	208 円	27 円
		51㎡から100㎡まで	203 円	233 円	30 円
		101㎡から500㎡まで	220 円	253 円	33 円
		501㎡から1,000㎡まで	231 円	265 円	34 円
	1,001㎡以上	264 円	303 円	39 円	
浴場汚水	1㎡につき		43 円	49 円	6 円

下水道使用料改定シミュレーション(税込額)

項目		現行使用料 (1月あたり税込額)	15%改定(案)	
使用量	想定		改定後使用料 (1月あたり税込額)	増加額
8㎡	(一人暮らし)	1,210円	1,389円	179円
20㎡	(標準家庭)	3,025円	3,474円	449円
35㎡	(二世帯家族)	6,011円	6,906円	895円
100㎡	(事業所)	20,163円	23,153円	2,990円
800㎡	(食品加工業)	193,193円	221,923円	28,370円
1,000㎡	(ホテル)	244,013円	280,223円	36,210円
4,500㎡	(市内最大)	1,260,413円	1,446,773円	186,360円

計算例)一般家庭における下水道使用料(1月あたり使用量20㎡の場合)

<現行使用料>

- 基本使用料 660円
- 従量使用料 550円(10㎡×55円)
- 1,540円(10㎡×154円)
- 計 2,750円

2,750円 × 1.1 = 3,025円(税込額)

<15%改定後>

- 基本使用料 759円
- 従量使用料 630円(10㎡×63円)
- 1,770円(10㎡×177円)
- 計 3,159円

3,159円 × 1.1 = 3,474円(税込額)

※差額449円